

湯沢市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、市で発注する工事の成績を評定することに関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の項目)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 工事特性
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等
- (8) 履行率等

(評定の対象)

第3条 評定は、原則として1件の設計金額(税込)が130万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、管、電気、機械器具設置工事等で、湯沢市建設工事等入札実施要綱(平成19年湯沢市訓令第47号)第6条の規定による湯沢市建設工事等入札指名業者選定委員会が必要ないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第4条 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、主任監督員、総括監督員及び検査員（湯沢市工事検査規程(平成18年湯沢市訓令第29号)第5条の規程による検査員(以下「検査員」という。))とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事1件ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

3 評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

(評定表)

第6条 評定は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙第1から別紙第6まで）を用いて工事成績評定表（別表第1。以下「評定表」という。）及び細目別評定点採点表（別表第2。以下「採点表」という。）によって行うものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 工事の契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を書面により通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事の契約担当者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により、工事の契約担当者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事の契約担当者は、前項の規定による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、工事の契約担当者に対して再説明を求めることができる。

2 工事の契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。